

令和■年(■)第■号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

原告第3準備書面

2022年12月6日

東京地方裁判所民事■■■■■ 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 西山温子他



目次

第1 東京都個人情報保護条例違反の主張についての補足	4
1 条例3条2項違反について	4
2 条例10条2項違反について	5
3 原告らの同意・承諾の不存在	6
4 条例10条3項違反について	10
(1) 目的外提供における注意義務	10
(2) 本件提供時、[REDACTED]警部補が侵害しないよう注意すべきであった原告らの具体的な権利利益	10
ア 肖像権・プライバシー権	10
イ 身体の安全・平穏に生活する権利利益	11
ウ 平等権（民事不介入の原則違反）	12
エ 裁判を受ける権利	13
(3) [REDACTED]警部補の注意義務違反	14
(4) 注意義務違反の結果発生した原告の権利利益に対する侵害	15
(5) 小括	16
5 その他（求釈明）	16
第2 被告準備書面（3）第2「被告の反論」に対する反論	17
1 「1 原告らを同行したこと違法はないこと」について	17
(1) 「(1) 警察署での事情聴取が必要と認められたこと」について	17
ア 「イ」について	17
イ 「ウ」について	18
ウ 「エ」について	20
(2) 「(2) 本件公園における原告らの取扱いが不当な留置きとは認められないこと」について	21

(3) 「(3) 原告らの同行方法に違法はないこと」について	22
ア 「イ」について	22
イ 「ウ」について	25
2 「2 原告らの事情聴取等に違法はないこと」	25
(1) 「(1) 原告らに身体的苦痛を与え、健康状態に配慮しなかったとの 主張が事実に反すること」について	25
(2) 「(2) 訴外男性の言い分を認めるよう迫った事実はないこと」 ..	26
ア 「イ」について	26
イ 「ウ」について	28
(3) 「(3) 原告らの写真撮影に違法はないこと」について	29
(4) 「(4) 個人情報の提供に違法はないこと」について	29
ア 「イ」について	29
イ 「ウ」について	30
3 「3 警察職員による対応が人種差別に該当するとの主張が失当であ ること」についてこと	30
(1) 「(1) 原告らに再現を求めなかったことに違法はないこと」につい て	31
(2) 「(2) ■■通訳員が差別的意識をもって通訳に臨んだとは認められ ないこと」について	31

第1 東京都個人情報保護条例違反の主張についての補足

本件で [] 警部補が訴外男性に提供した原告母の氏名、住所、電話番号を訴外男性に目的外提供した（以下「本件提供」という。）。提供された情報は、いずれも「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たり、東京都個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規制の対象となる個人情報である（条例2条2項）。

以下、それを前提として、条例違反の主張について、補足する。

1 条例3条2項違反について

条例3条2項は、「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」と定める。

(1) 条例2条1項において、警視庁の長である警視総監は、実施機関とされており、同人が長である同庁所属の警察官は、条例3条2項にいう「職員」に当たる。従って、警視庁所属の警察官は、その責務として、職務上知りえた個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない職務上の義務及び不当な目的に使用してはならない職務上の義務を負う。

(2) 「みだりに」とは、「社会通念上適当な理由があるとは認められない場合」（甲21の1【個人情報保護事務の手引】

(14頁)) をいう。

原告母は、一貫して訴外男性への情報提供について明確に拒否しており、[REDACTED] 警部補には、他方当事者である訴外男性が民事訴訟を提起する便宜を図る理由も義務もないから、原告母の同意がなくても提供が許されるような「社会通念上適当な理由」など存在しないことは明らかである。

従って、[REDACTED] 警部補の訴外男性への情報提供は社会通念上適当な理由なく行われたもので、条例3条2項にいう「みだりに他人に知らせ」た行為であるといえ、同条項の定める職務上の義務に違反し、国家賠償法上違法である。

2 条例10条2項違反について

条例10条2項は「実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」と定め、実施機関である警視総監の職員である警視庁所属の警察官は、その責務として、職務上知りえた個人情報を、例10条2項各号の除外事由がなければ、原則として目的外提供をしてはならないという職務上の義務を負う。そして、「本人の同意があるとき。」は、目的外提供禁止の除外事由とされている（同項1号）。

原告らの連絡先は、警察内部において行政警察活動等の警察業務の遂行を目的として本件警察官らが取得した情報であり、本件提供は、訴外男性の民事訴訟提起の便宜を図るという取得

の目的とは異なる目的でなされたものであるから、条例 10 条 2 項の目的外提供に該当する。

被告は、「原告の承諾を得た上で訴外男性に対して原告の連絡先を教示したものである」（被告準備書面（1）p 24）と主張して、原告の「同意」の存在を主張しているが、既に繰り返し主張し（訴状 p 31、原告第 2 準備書面 p 43）、さらに下記 3 で後述するように、原告の同意は存在せず、そのことは当時の状況からも明らかである。

また、本件において、条例 10 条 2 項のその余の各号に当てはまる事情も存在しない。

従って、████████ 警部補が訴外男性からの電話による提供依頼に応じて訴外男性宅に赴き、訴外男性に原告 A の保有個人情報を提供した行為は、同人の職務上の義務に反し、国家賠償法上の違法である。

3 原告らの同意・承諾の不存在

(1) 被告は、「原告の承諾を得た上で訴外男性に対して原告の連絡先を教示したものである」（被告準備書面（1）p 24）と主張しているため、この点について反論する。

(2) 訴外男性は、原告らに詰め寄った際、原告娘を突き飛ばした上、原告母を押そうとするなどの暴行を加え、大声で「ガイジン」「ザイリュウカードダセ」と大声で怒鳴り、日本語を解しない原告母でも訴外男性が外国人に対し敵意を示していることを認識できた（訴状第 3 の 1（7～8 頁））。

その様子については、訴外通訳者が、訴外男性と原告母の間にに入った理由として、「男性に大声で酷い言葉をかけられ、暴行を振るわれようとしている現場に遭遇しました。」「男性が原告母に暴力を振るっているところに居合わせ、放っておくことができず、暴行を止めに入りました。」と証言していることからも明らかである（甲11【陳述書】1頁）。

また、被告も、██████巡査長らが臨場した際、「（訴外男性）が██████巡査長らに歩み寄り、原告を指さし、『あの女の在留カードを確認しろ。』などと大声で述べ」たり、「『なんでこんな外人を日本に入れるんだ。』、『なんで●●区のやつが▲▲区にいるんだ。』などと怒鳴りながら原告に近寄」ったことを認めており、訴外男性が原告らに対して差別的、攻撃的な態度であったことに争いはない（被告準備書面（1）p9）。

このような状況から、原告らにとって訴外男性は恐怖の対象でしかなかったことは、誰の目からも明らかであった。

恐怖を感じている相手に対し、氏名、住所、電話番号という、生活の場を直接脅かされ得る個人情報の提供に同意するという事態は、社会通念上およそ想定できない。被告は、「訴外男性から警察に原告の連絡先について問い合わせがあった場合に連絡先を教示してよいか確認すると、原告は『オーケー』、『イエス、サー』などと答えて了承した」と主張するが（被告準備書面（1）第2の2（10）17頁）、原告母が置かれていた状況から考えて、このような簡単なやり

取りで、全く利益がないどころか、身の危険すらある個人情報提供に同意したとは考え難く、被告の主張は極めて不自然且つ非合理的で、全く信用できないことは明らかである。

(3) 更に、本件において、訴外男性は、自身の個人情報を原告母に提供することを拒否しているところ、下記4(2)ウで詳述するように、このような片面的な個人情報の提供は、相手方の個人情報を知らされない側の当事者が著しく不利な立場に置かれる。条例10条2項1号が「本人の同意があるとき。」を目的外提供の禁止の除外事由としている趣旨に鑑みても、自分が一方的に不利な立場に置かれる片面的な情報提供となることを特に認識しないままの状態では、「本人の同意」はなされ得ないというべきである。

本件では、原告母は、警察署での事情聴取の際、自身の個人情報の提供について同意しておらず、ましてや自身が訴外男性の個人情報を知ることができないことも知らなかつた。このことは、後日原告母が原告代理人西山を通じて [REDACTED] 警部補に対し、訴外男性の個人情報の提供を請求したところ、[REDACTED] 警部補がこれを拒否したという争いのない事実からも明らかである。

被告は、準備書面(3)になって突然「訴外男性及び原告らに対し、相互に連絡先を教示することに対する同人らの意思を確認した上で」(被告準備書面3第2の2(4))等と、訴外男性と原告母が相互に個人情報を交換することを前提として原告母に意思確認を行ったかのように述べている

が、そのような事実はなく（前述のとおり、被告が主張する意思確認の状況においても、片面的な個人情報の提供が行われることについて、[REDACTED] 警部補らは原告母に対し、特に説明していない。）、仮に「相互に」個人情報を行うということを前提に意思確認が行われていたとしても、その前提を欠く片面的な目的外提供が行われたわけであるから、原告母が「同意」していないことは明らかである。

(4) また、被告は、[REDACTED] 警部補が訴外男性に提供した原告母の個人情報の内訳について「連絡先」と抽象的に述べるが、実際には、原告母の氏名、住所、電話番号が提供されている。

「連絡先」と指定するだけでは、実際に提供されるのがどのような情報なのか、具体的に特定されておらず、実際に原告母は、電話番号を伝えることを認めるように迫られたと認識している（訴状30頁イ(ア)）。電話番号と住所では、住所を知られれば、氏名と併せて訴訟提起が可能となる他、生活の場を特定され、何らかの危害を加えられるおそれがある。その情報を知られることによるリスクの大きさが異なるのである。

従って、一つ一つの情報に対して個別に同意するのなければ、そもそも「同意」があるとは言い得ない。

(5) 以上述べてきたとおり、被告の主張する原告母の「承諾」は、存在せず、被告の主張は事実に反する。

4 条例10条3項違反について

(1) 目的外提供における注意義務

条例10条3項は、「実施機関は、・・・目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。」と定める。

すなわち、実施機関である警視総監を長とする警視庁の職員である警察官は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供（目的外提供）をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならないという職務上の注意義務を負う。

これは、目的外提供である以上は、同意の有無にかかわらず、警察官が負う注意義務である。

なお、被告らは、訴外男性に対する原告母の保有個人情報の提供を目的外「利用」（「提供」の誤りと思われる。）には当たらないと主張するが、仮に保有個人情報提供についての原告の同意があったとしても、被告の主張する上記提供目的を前提としても、本件提供が個人情報を取り扱う事務の目的外である以上、目的外提供であることは当然である。

(2) 本件提供時、[REDACTED]警部補が侵害しないよう注意すべきであつた原告らの具体的な権利利益

ア 肖像権・プライバシー権

本件では、警察官らは、駆け付けた公園において、訴外

男性が強度の人種差別言動を繰り返しており、更には原告の写真を「Twitterに晒す」という常軌を逸した自力救済（不法行為）に出ることを仄めかす発言までしていることを認識していた（甲11【陳述書】3（3）「男性がTwitterで写真を「晒す」と発言していたこと」5頁）。

かかる訴外男性の人種差別言動及び常軌を逸した行動を具体的に仄めかしていたことを認識していた警察官らは、訴外男性が原告らに対して更に原告らの権利利益を侵害する危険行為に及ぶ可能性が高い人物であり、訴外男性に対し警視庁が職務上取得して保有している原告母の個人情報を目的外提供した場合に、訴外男性が原告母の容貌や住所等の個人情報をインターネット上で発信して原告母のプライバシー権・肖像権を不当に侵害するおそれがあることを十分認識していたし、少なくとも予見可能であった。

イ 身体の安全・平穏に生活する権利利益

本件では、警察官らが臨場する前に訴外男性が原告らに暴行を加えているところ、被告も、訴外男性が強い怒りを示し攻撃的な様子であったことについて、「[]巡査長らにおいては、興奮していた訴外男性と原告らを引き離し、更なるトラブルが生じないような措置を執った」（被告準備書面（3）第2の1（2）イ4頁）と主張しており、引き離したり、更なるトラブルを防止する必要があるほどに訴外男性が興奮し、危険な状況だったことには争いがない。

従って、訴外男性に対し原告母の個人情報（特に住所）を目的外提供した場合に、訴外男性が原告宅に押しかけて人種差別言動を行い、原告らが他者に脅かされずに平穏な生活を送るという権利利益を不当に侵害するおそれや、暴行に及ぶなど身体の危険があることを十分認識していましたし、少なくとも予見可能であった。

ウ 平等権（民事不介入の原則違反）

被告は、訴外男性が原告らに対し民事訴訟を提起すると警察官らに述べていたことから（被告準備書面（1）第2の1（2）エ12頁）、本件提供に及んだ旨主張しており、本件目的外提供は、トラブルの一方当事者の便宜を特に図る目的で行われたものであった。また、提供の方法も、①訴外男性に依頼書を提出させる等の手続を踏ませることもなく、電話一本という簡易な提供依頼に応じて行われたこと、②警察署に呼び出せば足りるにも拘らず、警察官がわざわざ訴外男性宅に赴いたこと、③訴外男性は原告母への自身の個人情報の提供に同意しないにも拘らず、原告母の個人情報だけを訴外男性に提供したことなど、何重にも訴外男性の便宜を図るものであった。

警察官は、民事不介入の原則に従うべきとされるが、その趣旨は、全ての者は国家（公務員）から等しく扱われるという平等権を侵害することのないように、本来なら民事裁判で解決されるべき市民間のトラブルへの介入には謙抑的であるべきであるというところにある。

本件提供のように、警察官が一方当事者の民事訴訟提起の便宜を図るために当該当事者に対して、保有する他方当事者の個人情報を目的外提供する場面では、他方当事者に対しても、同様に相手方（民事訴訟の提起を希望する第三者）の個人情報を提供するべきであり、一方当事者の同意が得られない場合には、漫然と片面的な目的外提供を行わないようとする注意義務があるというべきである。相互に個人情報を交換するのではなく、一方当事者だけに提供することは、当事者間の公平に著しく反し、個人情報を提供される当事者の平等権を侵害するからである。

このような注意義務の存在は、実務上の取扱いからも明らかである。例えば交通事故の場面において、事故当事者が、民事における示談交渉ないし損害賠償請求訴訟提起のために、相手方の個人情報の提供を求めた場合には、警察官は、当事者双方の同意が得られた場合に限って、両当事者に他方の個人情報を提供するのが通常である。

従って、本件では、訴外男性が [] 警部補に対し訴外男性自身の個人情報を原告母に提供しないように述べた時点で、 [] 警部補は、原告母の個人情報を訴外男性に目的外提供することによって原告母の平等権を侵害することのないようにする職務上の注意義務があったというべきである。

エ 裁判を受ける権利

また、上記のような片面的な情報提供行為は、相手方の

個人情報を知らない当事者を著しく不安定な状態に置き、相手方に対する債務不存在確認請求の途を奪い、裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するものであり、警察官らは、原告の民事裁判を受ける権利を侵害しないようとする職務上の注意義務を負っていたというべきである。

本件でも、原告母は、いつ訴えられるのか分からぬと言ふ不安定な地位に置かれた上、公園でトラブルになった訴外男性から不当な請求を受ける可能性があることから、訴外男性に対して自ら債務不存在請求訴訟を提起したいと考えても、訴外男性の氏名も住所も分からぬ状況で、かかる訴訟を提起することは不可能である。

■ 警部補によるかかる状況の作出は、原告母の訴外男性に対する裁判を受ける権利を実質的に侵害することは明らかである。

(3) ■ 警部補の注意義務違反

■ 警部補は、本件提供にあたり、(2)で挙げたような原告の権利利益を不当に侵害しないようとする注意義務があった。

特に本件では、訴外男性の激しい人種差別言動や原告らをTwitterに晒すという発言を警察官らも認識していたのであるから、片面的な情報提供を行えば、訴外男性が、■ 警部補が自分の要望を受け入れたこと及び原告母が訴外男性の個人情報を知らないがゆえに、原告母から訴外男性に訴訟提起することが事実上困難であることを奇貨として、原告母の

プライバシー権、肖像権、身体の安全及び原告らが平穏な生活を送る権利利益を不当に侵害するおそれが著しく高まることを警察官らは十分に予見できた

上記注意義務を果たしたといえるためには、①そもそも本件提供を行わない、②訴外男性に対して、個人情報を必要とする目的を書面で提出させる、③片面的な提供となることについて具体的に原告母の同意を得る、④提供する条件として、依頼された目的外の情報使用を制限することを書面で誓約させる等の具体的な対応が考えられるが、[REDACTED] 警部補は、いずれの対応も行わず、漫然と本件提供に及び、上記注意義務に違反した。

令和3年6月3日付けの訴外男性のTwitterの投稿では、訴外男性は原告母の顔写真の掲載について「（警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています）」と記載されており（甲9の2・2頁）、[REDACTED] 警部補が本件提供をするにあたり、原告母の権利利益が不当に侵害されることがないようにするための方策を何ら採らなかったことを物語っている。

（4）注意義務違反の結果発生した原告の権利利益に対する侵害

本件提供後、原告母の個人情報を入手した訴外男性は、Twitterで原告母の名前を掲示して人種差別発言を行い（2021年12月16日付け。甲20の7）、原告娘の写真に「殺人未遂犯」、訴外通訳者の写真に「●●区●●公園付近潜伏の犯罪者」と投稿する（同年7月21日付け。甲20の

5) など、インターネット上に長期間継続的に原告らや通訳男性のプライバシー権及び肖像権を不当に侵害する投稿を行い、原告らの平穏な生活を送る権利利益が不当に侵害された。

また、[REDACTED] 警部補が、原告母の個人情報を同人の同意なく訴外男性に片面的に提供したことで、原告母の平等権及び裁判を受ける権利が侵害された。

(5) 小括

よって、警察官らの本件提供は、国家賠償法上違法である。

5 その他（求釈明）

被告は、訴外男性に対する本件提供は、民事訴訟提起目的であったから正当であるなどと主張するが、これを裏付ける客観的な資料の提出はこれまでにない。

東京都個人情報取扱事務要綱第3の2項は、保有個人情報の目的外提供を行う場合、「(1) 条例第10条・・・第2項の規定に基づき各局等が、保有個人情報の・・・目的外提供を行うに当たっては、相手方から文書を求める方法によって行うものとし、原則として、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の依頼について」（別記第2号様式）による。」と定めているため（甲22）、本件における訴外男性からの依頼書を提出するよう求める。

また、同項は、「(3) 各局等は、保有個人情報の・・・目

的外提供を行った場合には、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の実績報告書」（別記第3号様式）により毎月、情報公開課に報告する。」と定めており、本件について作成された保有個人情報の目的外利用・目的外提供の実績報告書を提出するよう求める。

第2 被告準備書面（3）第2「被告の反論」に対する反論

1 「1 原告らを同行したことに違法はないこと」について (1) 「(1) 警察署での事情聴取が必要と認められたこと」について

ア 「イ」について

被告は、本件が重大性、緊急性のある事案であるならば当然訴外子の怪我や着衣の汚れ等を確認すべきであるのに、[REDACTED]警部補がこれをしていない趣旨の原告の主張に対し、[REDACTED]警部補は、訴外男性とその妻から痣にはなってないと聞いたので、訴外子の上着をめくって確認する必要性がなかったとか、一見して外傷がなかったことを確認したので、蹴られたとされる部位を目視していないが、怪我の確認はした等と主張する。

しかしながら、訴外男性の主訴は訴外子が原告娘に胸のあたりを蹴られたことであり、その結果を確認すべきことは明らかで、怪我の有無は目視による確認が最も簡易且つ確実な方法である。周囲の耳目に配慮するならば、両親と訴外子を警察署に連れて行き、確認することが可能であった。一見して外傷がないのであれば、怪我の有無を判断す

るには、蹴られたとされる部位を見る以外に方法がない。

また、訴外男性らの言うことが本当であれば、公園で遊んでいた原告娘に「蹴られた」訴外子の着衣には、自然に靴についているはずの砂や泥で靴跡なり、汚れなりが付着しているはずであるが、被告はこれに言及しない。

結局、[REDACTED] 警部補が「確認」したのは、訴外男性とその妻の言い分だけで、怪我等の確認ではない。訴外男性からの聴取以上の確認が必要ないと考えていたとすれば、それは、[REDACTED] 警部補が本件を、原告らを警察署への同行するほどの必要性や緊急性がある「重大な事案」だと認識していなかった証左である。

イ 「ウ」について

被告は、[REDACTED] 警部補らが原告らに現場での指示説明の機会を与えなかつた理由について、原告母が本件状況について、何もしていないから分からない、電話をしていた等と答えるのみで原告娘も日本語を解さない様子だったから、原告らに指示説明等を強いることはむしろ原告らにとって不利益であった等と主張する。

原告は、原告母が上記発言をしたことを否認するものであるが、仮に被告の主張を前提とすると、[REDACTED] 警部補は公園での原告母の発言の内容を認識していたのであり、警察署に行かずとも [REDACTED] 警部補らと原告母の間にコミュニケーションが成立していたことは明らかである。

原告母と警察官らのコミュニケーションが可能となつた

のは、当時現場には、訴外通訳者の男性がおり、原告母の発言を通訳して警察官らに伝えていたからである。したがって、████████警部補は、訴外通訳者の男性の協力を得て、原告母の言い分を現場で指示説明させることができ十分に可能であった。現場で指示説明させることができ原告母に無理を強いる等ということにはならない。

また、被告は、公園での状況から「原告らに説明を求めたとしても本件状況について具体的説明がなされると期待できる状況になかった」（被告準備書面（3）第2の1（1）ウ）旨主張している。

しかしながら、前述のとおり、公園でも通訳者が確保されていたことと併せ考えると、公園での出来事について具体的説明をするのであれば、その公園において話を聞くことが、容易かつ確実であり、最も合理的な方法でもある。

████████警部補が、公園において原告らから「具体的説明がなされること期待できない」と考えていたのだとすれば、原告らに心理的圧力を加えて、訴外男性の言い分に沿った供述をさせようという意図がある場合は格別、聴取場所として、公園ではなく警察署を選択することは、極めて非合理的であり不自然な行動である。

また、被告は、公園においても████████警部補の携帯電話から電話通訳を利用することが可能だったか否かについて回答せず、これを否定しない。そうすると、原告らを警察署へ同行する理由は全くなかったといつても過言ではない。

ウ 「エ」について

被告は、警察署への同行の必要性について、「防犯カメラや目撃者等の客観的証拠がない状況において、訴外男性及びその妻が、本件状況があったと説明する一方で、原告らがこれを否定したからといって、直ちに本件状況に係る事実なしと断定できるものでなく、「聴取環境」を整えた上で聴取することが最適かつ不可欠であった等と主張する（被告準備書面（3）第2の1（1）エ）。

しかしながら、これまで繰り返し述べるように、①現場である公園の方が、警察署よりもはるかに具体的に説明するために役立つ材料（問題となっている遊具、当事者、「本件状況」時の当事者の位置関係が再現可能）が揃っていた。

また、②警察官が次々と臨場する異常な光景の中、原告らは明らかに当事者としてすでに1時間半ほど、周囲の耳目を集めていたので、今更、周囲からの配慮などという理由で、原告らの不利益を無視して場所を移す合理性はなかった。

さらに、被告は③「●●署において通訳を介した上で原告らから事実関係の聴取を行う必要があると認め」（被告準備書面（1）第2の1（2）ク）として、原告らが日本語を解さないことを警察署への同行が必要であった理由としているようであるが、仮にその場に通訳者がおらず、警察署には通訳者がいるという場合であれば格別、當時現場

には、訴外通訳者がおり、前述のとおり、[REDACTED]警部補は訴外通訳者を通じて、原告母との会話が可能であったし、[REDACTED]警部補は、携帯電話で電話通訳を依頼することが可能（準備書面（1）第2の2（2）では「[REDACTED]警部補が、携帯電話のスピーカー機能を用いて[REDACTED]通役員の通訳を介し」と主張され、乙1の原本では、「警電」欄には、[REDACTED]警部補のものと思われる携帯電話番号が確認できた。）であったのであるから、言語的な障害があったことも、警察署への同行させる必要性を基礎づける理由にはならない。

被告は、「聴取環境」と抽象的な表現を用いているが、公園と警察署の環境に違いがあるとすれば、主には原告らに対する心理的圧迫の多寡でしかない。したがって、原告らにさらに負担を課す警察署での事情聴取を正当化する理由はなく、当然必要性も認められない。

（2）「(2) 本件公園における原告らの取扱いが不当な留置きとは認められないこと」について

被告は、訴外男性が訴外通訳者から暴行を受けた等と訴えていたことから、刑事課に引き継ぐために概要を聴取する必要があり、この間も原告の意思に反して留め置いた事実はないと主張する。しかし、原告らは暴行被疑事件の当事者ではなく、暴行容疑について原告らが事情聴取を受けた事実すらない。したがって、原告らが、暴行被疑事件の聴取時にその場に待たされる理由はそもそもない。

████████ 警部補が原告を警察署に同行しなければならないと考えていた以上、原告に帰ってよいと伝えなかつたことは明らかで、原告にこの段階で帰宅の意思を確認した事実もない。

被告は、原告らが帰宅を申し出た事実を否認するが、少なくとも、帰宅の必要性の有無について確認し、同行に応じるかは任意であることを説明しなければ、日本の警察活動に全く通じていない原告らが、その場に留まり続けることや警察署への同行を拒みうることを理解できるわけがない。その場には通訳可能な訴外通訳者がいたのであるから、████████ 警部補は容易に説明、確認が可能であったにも拘らずこれを怠り、結果として原告らにはその場に留まり続ける以外の選択肢が与えられなかつたのである。

このような状況下では、別事件の聴取の間、原告らをその場に留めおいた措置が原告らの意思に反していないという被告の主張は、失当である。

(3) 「(3) 原告らの同行方法に違法はないこと」について

ア 「イ」について

被告は「原告らに対して、出頭を強制するような発言をした事実もないのであり、飽くまで、警察署で話を聞かせて欲しい旨を告げ原告が了承した」（被告準備書面（3）5頁イ2行目から4行目）と主張する。

しかし、原告第1書面23頁2（1）で述べたように、原告母は同行を求められた際、任意であることについて████████

████████ 警部補らから説明を受けていない。日本語に不自由している原告母が、日本の刑事手続に関する事前知識を有しているはずはなく、断るという選択肢を与えないまま、警察官らから同行を求められれば、事実上応じるほかない。警察の意に背いたことで、罪に間われたり、不利益な扱いを受けることにならないか、恐怖や不安を感じることは至極当然のことである。したがって、████████ 警部補らが原告らを警察へ同行させる際には、任意性の確保に特別な配慮が必要な状況であった以上、漫然と同行を求めたというだけでは、原告母に心理的強制が働いていたことは疑うべくもない。例え有形力を行使したり、強制であると明確に告げるなど、積極的に出頭を強制しなかったとしても、外国人である原告母が感じた心理的強制は、同様の意味を持っていたのであり、████████ 警部補らの同行の方法が不当なものであったことは、明らかである。

なお、被告は最高裁昭和 55 年 9 月 22 日第三小法廷決定（刑集 34 卷 5 号 27 2 頁。以下「昭和 55 年決定」という。）を被告の主張を正当化する根拠として挙げるが、同決定は自動車検問に関するものであり、被告が引用する部分は「職権によって本件自動車検問の適否について判断する。」との説示に続き、「警察法二条一項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものである」として、「交通の取締」という限定さ

れた場面で判示されたものに過ぎず、本件とはそもそも場面を異にする判例である。

また仮に、昭和55年決定を、被告が引用する書籍のように拡張して解釈するとしても、同判例は「国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことも同条二項及び警察官職務執行法一条などの趣旨にかんがみ明らかである。」としている。原告母と原告娘は帰宅を希望していたにも拘らず、帰宅が許されず、移動の権利・自由を著しく制限されており、この判例の考え方によったとしても、到底許容されるものではない。

被告は準備書面（3）5頁イにおいて、昭和55年決定を根拠に、[REDACTED]警部補らの同行方法が適法であるかのように主張するが、昭和55年決定が触れる警察法2条1項は「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」と定めるところ、同2項は「責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と定めている。

原告母は現場で一貫して「娘は蹴っていない」旨の説明をするも、[REDACTED]警部補らはこれを聞き入れず、訴外男性とその妻の言い分に偏った不公平な取り扱いを行った挙げ句、現場の確認を怠り、心理的強制を与えることによって

原告らを警察署に連行したというのが本件の実態である。

████████ 警部補らによる原告らの連行は、警察法 2 条 1 項に照らしても、違法というほかない。

イ 「ウ」について

被告は、原告母が自ら通訳を要請しようとしていたことをもって任意同行に応じていた徴表であるかのように主張する。

しかし、自らの言い分が ██████████ 警部補らに正当に受け止められていないことは、公園でも説明したにも拘らず、警察署へ連れていかれることになったことから、原告母も認識しており、危機感を募らせる中で、訴外通訳者と引き離される際、同人から「通訳を頼んだ方がいい」と助言されていた（甲 1 1 【訴外通訳者の陳述書】の 4 頁目ウ）こともあるって、何とか自らの言い分を正確に伝えられないかと通訳を要請したのである。したがって、原告母が通訳を要請したことは至極自然で、何ら同行の任意性を基礎づける事情にはならない。

2 「2 原告らの事情聴取等に違法はないこと」

（1）「(1) 原告らに身体的苦痛を与え、健康状態に配慮しなかったとの主張が事実に反すること」について

被告は、自動販売機で飲み物を買ったことや、原告母が携帯電話を使用していたことをもって、原告らの要望が受け入れられなかつた状況にはなかつたと主張する。

飲み物を買うことを許したことと、トイレやオムツ交換を許さなかったことは、全く矛盾せず、原告母がトイレやオムツ交換を申し出たことを何等否定するものではない。

また、原告母が携帯電話を使用したのは、原告娘が一人聴取の部屋に残された状況下であって、その目的も助けを呼ぶためであった（甲10【訴外■氏からの聴取報告書】）。携帯電話を使用したいという要望を■警部補らに申し出て、それが許可されたのではない。

また、被告は、訴外■氏との会話の中に、トイレやオムツ交換の話が出てきていなかから、原告らがそのような申し出をした事実がないかのように主張する。しかしながら、動揺している原告母の様子は、訴外■氏の聴取からも明らかで、「電話かけてるのわかってるよー」等と警察官（■警部補と思われる）から心理的圧迫が加えられる中で（甲10）、原告母が、自らが置かれている状況の全てを訴外■氏に伝えられなかつたからと言って、原告母らが身体的苦痛を被っていたことが否定されるものではない。むしろ、身体的苦痛を伴う異常な状況を具体的に伝えられなかつたことは、それほどに、原告母が追い詰められ、激しく動揺していたことの証左である。

（2）「(2) 訴外男性の言い分を認めるよう迫った事実はないこと」

ア 「イ」について

被告は、「原告が■警部補らの事情聴取に対し、曖昧な回答に終始していたことは、被告準備書面(1)第2で述

べたとおりであり、[REDACTED] 警部補らは、原告の回答が一貫していなかったために、原告娘からも聴取するなどしている」と述べる。

しかし、原告第2準備書面第3・2(4)（25頁以下）で述べた通り、原告母が滑り台上の状況を「分からない」と回答した事実はなく、曖昧な回答に終始したり回答が一貫していなかった事実は存しない。

このことは、被告自身が提出した乙1及び2号証に、「母親によると『付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない』とのこと。」、「「母親に子供から目を離していない時間が数秒でもなかつたかと尋ねるも、ずっと娘を見ていたが娘は蹴っていないとの主張は変わらず。」との記載があることからも明らかである。被告の主張は自身が提出した証拠とすら反するものとなっている点を改めて強調しておく。

そして、原告母の主張が一貫しているにもかかわらず、[REDACTED] 警部補が「原告らに対する事情聴取の結果、原告は滑り台上での原告娘の状況を見ていなかつたと認められ、訴外男性が原告娘を追いかけているのを認識して初めて訴外男性と原告娘との間で何らかのトラブルが発生したことを見識したものと認められた」と断定した事実からすれば、[REDACTED] 警部補らが原告らに対して訴外男性の言い分を認めるよう迫ったと考えることが自然である。

なお、[REDACTED] 警部補が、原告娘が訴外子を蹴ったという訴外男性の主張と同様の内容を前提とした通告を行ったか

否かは、[REDACTED] 警部補が訴外男性の言い分を認めるように迫ったか否かを判断する上で重要な事実である。被告は、原告が求めている●●署が[REDACTED]児童相談所に対して行った原告母親子に関する通告の内容と通告のために作成した書類を早急に提出されたい。

イ 「ウ」について

被告は、本件当日の公園内の調査や警察署での原告らに対する事情聴取等を総合考慮して、「本件状況があったもの」と認めた上で児童相談所に通告したと主張する。

しかしながら、本件公園に、本件状況を裏付ける客観的証拠は一切なく、原告母は一貫して本件状況を否定し、原告娘をずっと見ていた旨述べ続け、原告娘も訴外子を蹴ったと認めたことはない。わずか3歳の原告娘にはそもそも状況を説明する能力がなく、原告母を退出させ孤立させて、甚大な精神的苦痛を与えながらの事情聴取で得られたとする「自白」に信用性がないのは明らかである。

従って、警察署長が行った「本件状況」があったとする事実認定に根拠はない。

根拠がないにも拘らず、訴外男性の言い分である本件状況を認めたということは、原告母の言い分を聞かなかつた、すなわち訴外男性の言い分を認めさせようとしていたことの証左である。

(3) 「(3) 原告らの写真撮影に違法はないこと」について

被告の主張を前提としても、[REDACTED] 巡査部長は「本件状況に係る調査をする過程で原告に対して写真撮影についての承諾を求め」たに過ぎず、写真撮影の目的について具体的には説明していない。

そうであるにもかかわらず、被告は「本件状況に関連する警察業務に使用する目的で写真撮影が行われることは原告においても理解した上で承諾をしたものと認められる」、「写真撮影の際に、児童相談所の通告に用いることを具体的に説明していないとしても、そのことをもって、写真撮影に原告の了承がなかったことにはならない。」などと主張している。

しかし、仮に原告母が、写真撮影の目的が、原告娘が訴外子を蹴ったことを前提に、原告母の原告娘に対する監督不行き届きを内容とした児童相談所への通告であると具体的に説明を受けていれば、原告母が承諾することは有り得ない。したがって、被告の上記主張が経験則に反し不合理であることは明らかである。

なお、原告第2準備書面第3・2(6)ア(33頁)の求釈明事項の内、②の児相通告書類が未だ開示されていない。引き続き速やかな開示を求める。

(4) 「(4) 個人情報の提供に違法はないこと」について

ア 「イ」について

[REDACTED] 警部補が原告母に対し訴外男性に連絡先を教示す

ることの意思を確認したことは否認し、同警部補が訴外男性に対し原告母に連絡先を教示することの意思を確認したことは不知、その余は否認ないし争う。

この点についての原告らの主張は後述する。

イ 「ウ」について

否認する。

訴外男性は、本件公園に臨場した警察官らの前で強度の外国人嫌悪の言動をした上で、原告らの写真を「Twitterに晒す」と発言している（甲11）。このような言動や発言から、訴外男性において、原告らのプライバシー権及び肖像権並びに原告らが平穏な生活を送る権利利益を侵害する危険性があることを予見することは可能かつ容易である。

また、仮に████████警部補が直接訴外男性の発言を聞いていなかつたとしても、先着していた██████巡査長らから原告及び訴外男性から聴取した内容について説明を受けており（被告準備書面（1）第2の1（2）ア）、少なくとも組織として訴外男性の上記言動及び発言を認識していたのであるから、同警察官らの一員である████████警部補も、仮に原告母の個人情報を訴外男性に教示すれば、訴外男性が原告らの個人情報をSNSで公開したり原告宅に押し掛けるなど、訴外男性が更に何らかの攻撃を行うおそれについて、容易に予見することができた。

3 「3 警察職員による対応が人種差別に該当するとの主張が

失当であること」についてこと

(1) 「(1) 原告らに再現を求めなかったことに違法はないこと」について

████████ 警部補らが、現場の客観的状況について必要不可欠な確認を怠り、訴外男性と妻の発言だけで、訴外子が原告娘に蹴られたかのように判断していたとしたら、それこそ、当初から訴外男性と妻の言い分が正しいという予断を持って本件を捉えていたことの証左でもある。

これまで原告らは、本件警察官らが、訴外男性には現場説明の機会を与える一方で、原告らには現場説明をさせなかつたこと、また、本件警察官らが、本件公園において、原告娘に、訴外男性が説明した原告娘の行為態様を再現させなかつたこと、さらに、訴外男性の説明する現場の状況は、実現不可能な内容であったことなどを主張してきた。

しかし、これらの事実について、被告からの明確な認否反論はない。これらの事実は警察職員らによる対応が人種差別に該当すると判断する上で重要な事実であるため、客観的資料に基づき具体的かつ正確に認否されたい。

(2) 「(2) █████通訳員が差別的意識をもって通訳に臨んだとは認められないこと」について

被告は、原告らの第2準備書面における主張につき、「████████通訳員が原告らに対する差別的感情をもって、原告らの言い分を信用せず、訴外男性の言い分を信用して聴取に臨んでいたなど」と理解しているようである（被告準備書面（3）

10 頁）。

しかし、該当箇所の原告らの主張は、「訴外 [] 作成の通訳要請受理簿の…記載からしても、聴取者（原告代理人ら注：[] 警部補ら原告らの聴取を担当した警察官）は聴取の当初から終了まで一貫して原告らの言い分を信用せず、訴外男性の言い分を正しいと認識していたこと、さらには、聴取内容と無関係な原告母の国籍に着目し、国籍に基づく偏見や差別感情があったことが強く推認される」というものであり、聴取者の言動や聴取姿勢から、聴取者の偏見や差別的感情を問題とするものであって、かかる聴取者の言動や聴取姿勢にかかわらず [] 通訳員が差別的感情をもって聴取に臨んでいたかどうかを問題とするものではない（原告第2準備書面 40 頁）。

したがって、そもそも当該部分に関する被告の反論は、前提となる原告らの主張の理解を誤るもので反論にすらなっていない。

以上